

平成十六年十二月七日受領
答弁第六六号

内閣衆質一六一第六六号

平成十六年十二月七日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員内山晃君提出新潟県中越地震による鉄道・道路等の被害状況に関係し、阪神・淡路大震災を教訓とした補修工事に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員内山晃君提出新潟県中越地震による鉄道・道路等の被害状況に係り、阪神・淡路大震災を教訓とした補修工事に関する質問に対する答弁書

一について

平成十六年新潟県中越地震（以下「新潟県中越地震」という。）において、平成七年兵庫県南部地震（以下「兵庫県南部地震」という。）以後に耐震補強を実施した鉄道の高架橋については、被害はなかったと承知している。

また、兵庫県南部地震以後に耐震補強を実施した高速自動車国道及び国土交通大臣が管理する一般国道の橋及び高架の道路（以下「道路橋」という。）については、新潟県中越地震の際、支承等に損傷があったものの、軽微な被害であったと承知している。

二について

兵庫県南部地震以後に耐震補強を実施した鉄道の高架橋については、新潟県中越地震において被害がなかったことから、目標としていた耐震性能が確保されていたと考えている。

道路橋についても、兵庫県南部地震以後に耐震補強を実施したものについては、新潟県中越地震におい

て被害は軽微であったことから、目標としていた耐震性能が確保されていたと考えている。

三について

鉄道の高架橋については、構造物の被害による人命、住民の生活活動及び地域経済への影響並びに復旧の難易度等を総合的に勘案し、平成七年七月に、運輸省から鉄道事業者に対して、耐震補強を実施すべき線区として新幹線及び輸送量の多い線区を示しており、鉄道事業者は、これに基づいて、当該線区の高架橋を対象に、優先度の高いものから耐震補強を順次実施しているところである。

道路橋については、兵庫県南部地震において、昭和五十五年の設計基準よりも古い基準（以下「旧基準」という。）で設計した鉄筋コンクリート製の単柱橋脚等に大きな被害があったことから、旧基準で設計した橋脚等を対象に、優先度の高いものから耐震補強を順次実施しているところである。

四について

鉄道の高架橋については、耐震補強を実施すべき線区の中で、高架橋の柱に一部損傷があった箇所があるが、当該箇所も含め、耐震補強の必要がある高架橋について、引き続き耐震補強を実施しているところである。

道路橋についても、旧基準で設計した橋脚等の中で、一部損傷があつた箇所があるが、当該箇所も含め、耐震補強の必要がある道路橋について、引き続き耐震補強を実施しているところである。

五について

お尋ねの「手抜き工事」がどのような工事を指しているのか必ずしも明らかではないが、請負業者等の不適切な行為によりその目的物の性能、出来形又は耐久性に瑕疵かしが生じた工事を指すものと解してお答えすると、該当するものはないと承知している。